

平成29年度第4回米子市農業委員会総会議事録

招集年月日	平成29年11月10日(金)
招集場所	米子市役所 401会議室
開 会	午後1時30分
出席農業委員	1番 足立寛隆委員 2番 泉新一委員 3番 井田時夫委員 4番 伊塚定弘委員 5番 遠藤泰三委員 6番 大太勇三委員 7番 大縄敬次委員 9番 公本英夫委員 10番 小西淳一委員 11番 角 力委員 13番 高橋敦美委員 14番 田中豊委員 16番 中本公平委員(会長職務代理) 17番 森中喜輝委員 18番 矢倉篤實委員 19番 吉澤一誠委員
欠席農業委員	8番 木村美紀委員 12番 高西史郎委員(会長)
出席推進委員	山中春夫委員 友森一夫委員 尾坂宣雄委員 田中英省委員 高西早苗委員
事務局	池口事務局長 宅和事務局長補佐 河野主幹 山本主幹 高田主幹
傍聴人	なし
日 程	1 農地法各条申請地現地調査 2 会長あいさつ 3 議事録署名委員の指名 4 議事 (1) 農地法各条申請審議等 ア 第1号 農業委員会のあるせんに基づく農地の交換申し立てについて イ 第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可について ウ 第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について エ 第4号 米子市農用地利用集積計画の決定について

オ 第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画に係る意見照会に対する回答
について

5 報告事項

- (1) 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について
- (2) 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について
- (3) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
- (4) 非農地現況証明について
- (5) 農地等の現況に係る照会に対する調査結果について
- (6) 農地転用現況確認書の交付について
- (7) 相続税の納税猶予に係る相続人が農業経営を引き続き行っている旨の証明について
- (8) 県農業会議会議員の事務報告
- (9) その他

議事開始 午後2時40分

議長（中本会長職務代理）

現地調査に引き続き、第4回農業委員会総会を開きます。最初に、議事録署名委員について、慣例により議長が指名したいと思います
よろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

議長（中本会長職務代理）

それでは、議席番号7番の大縄委員と、議席番号9番の公本委員にお願いしたいと思います。

また、本日の欠席ですが、農業委員では高西会長、木村委員です。推進委員では車尾の大東委員、巖の仲本委員、春日の田邊委員です。

それでは、審議に入ります。初めに3ページ、議案第1号をお願いいたします。

農業委員会のあっせんに基づく農地の交換申し立てについて、下記交換あっせん申立書について、農業委員会等に関する法律第6条第2項の規定による交換あっせんをしたいので審議を求めます。

それでは4ページ、番号2の中島1丁目について審議します。事務局から説明してください。

事務局（高田主幹）

番号2の中島一丁目のあっせん交換申し立てについて説明します。本件はお互いの農地を交換することによって、耕作にあたり便利が良くなることから、農地交換のあっせんを申し立てられたものです。交換相手のお一方が、農地法3条の下限面積要件を満たしていますので、農地交換のあっせんをするのに問題はないと思われます。以上、ご審議よろしくお願ひします。

議長（中本会長職務代理）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませぬか。

そういたしますと採決をしたいと思ひます。異議のない方は挙手をお願いいたします。挙手多数ということで異議なしと認め、交換あっせんをすることと決定いたします。

続きまして、5ページ、議案第2号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可について、下記申請について、農地法第3条第1項の規定により許可したいので議決を求めます。

それでは6ページ、番号27と28の中島1丁目について合わせて審議します。事務局から説明してください。

事務局（高田主幹）

番号27と28、中島一丁目について説明いたします。本件、関連していますため、二つの議案をまとめて説明させていただきます。

詳細は、議案のとおりとなります。本件は先ほどのあっせん交換の案件となります。耕作の利便性を向上させるために、お互いの農地を交換するものであります。お互いのほ場が交換しても一体の形になるため、進入路の狭かった部分なんかは交換によって解消されることとなります。交換後の経営面積は、〇〇さんが40アール、〇〇さんが4アールと変更はございませぬ。別紙、農地法3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしているものと考えます。提出書類等、不備ございませぬでしたので、ご審議よろしくお願ひいたし

ます。

議長（中本会長職務代理）

続きまして、地元推進委員さんが欠席ですので、地元農業委員さんの方から説明、報告をお願いします。

吉澤農業委員

大東委員さんに代わりまして、説明させていただきます。大東委員さんも事前に確認をしておられまして、農家の片方と話をし、特に問題なく円満に交換の話が進んだと伺っております。また、私も現地を確認したんですが、両方の畑に果樹が植えてあったり、野菜が植えてあったりして、いい状態で耕作されておりました。従って、今後も問題なく耕作されると思いますので、特に問題はないと思われま。審議の方をよろしくをお願いします。

議長（中本会長職務代理）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そういたしますと採決をしたいと思。異議のない方は、挙手をお願いいたします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可と決定いたします。

続いて、番号29の富益町について審議します。この案件の当事者である富ますシルクファーム役員の田中委員の退席を求めます。

（田中委員退席）

事務局から説明してください。

事務局（高田主幹）

番号22の富益町について説明します。本件は、譲渡人さんに頼られまして、売買を行うものと伺っております。譲受人の〇〇さんの事業所の近隣の農地でありまして、承諾したと田中委員さんからも伺っております。取得後の経営面積は1,516アールとなります。別紙、

農地法3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしているものと考えます。提出書類等に不備はございませんでした。ご審議よろしくお願いたします。

議長（中本会長職務代理）

続きまして、地元推進委員さんから現地調査の報告をお願いします。

友森推進委員

29番について説明します。本件は、譲渡人さんからの要望で売買を行うものです。この土地は、〇〇さんの〇〇と申請者の横にある土地で、〇〇さんの進入路として使用されるもので、その隣地は、〇〇さんが多くの土地を持っておられて、甘藷を耕作されると聞いております。農地の借り入れにより、大規模になっております。今後の担い手として、益々期待したいと思います。許可要件については、問題ないと思われまますのでよろしくお願いします。

議長（中本会長職務代理）

地元農業委員さんの補足説明はありますか。

足立農業委員

農業委員として報告いたします。友森委員の言われたとおりであります。もう1回言いますと、〇〇さんといいますと、最近すごく張り切っております。作っているものは、玉ネギ、甘藷、トマトですね。今、玉ネギが終わったところで、それは見事なものです。非常に張り切っておりますし、どんどんそこでやってもらおうと助かります。期待をしておるところであります。特に問題ありませんのでよろしくお願いします。

議長（中本会長職務代理）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そういたしますと採決をしたいと思います。異議のない方は、挙手をお願いいたします。
挙手多数ということで異議なしと認め、許可と決定いたします。田中委員の着席を求めます。

(田中委員着席)

続いて、番号30の富益町について審議します。事務局から説明してください。

事務局（高田主幹）

番号30の富益町について説明します。詳細は議案のとおりとなっております。本件は、譲渡人が〇〇に住んでおられて、今後、富益まで来ての営農の見込みがないと伺っております。所有農地の処分について、JAさんに相談されたり、近隣のお知り合いに相談されたりしていたようです。今回、近くにお住まいで、近隣で耕作されている〇〇さんにお話しがあり、贈与で行うことになったものです。取得後の経営面積は、139アールとなります。別紙、3条申請理由書のとおり、農地法第3条第2項各号に抵触しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。提出書類に不備はございませんでした。ご審議お願いします。

議長（中本会長職務代理）

続きまして、地元推進委員さんから現地調査の報告をお願いします。

友森推進委員

30番について説明します。本件は、贈与により所有権移転を行うものです。富益町の農地で、譲受人さんの隣の畑で、譲受人さんは認定農業者でネギ1町、ニンジン2反を耕作しています。譲り受ける土地は、畑の中で進入路がない農地です。将来、近隣の方に迷惑が掛かるということで、弓浜のJAの方や地元の委員さんに相談していましたが、中々出てくださる方がいませんでしたけど、近くの畑で譲渡人と譲受人が親戚ということで、どうも贈与を行うことと聞いております。許可要件については、特に問題ないと思いますので、よろしくお願いします。

議長（中本会長職務代理）

地元農業委員さんの補足説明はありますか。

足立農業委員

農業委員の方から説明します。今、友森推進委員の方から話がありました。そのとおりであります。本人は、体調を崩されたということでありまして、富益まで頑張って来て、耕しに来ておられましたが、どうもいけんわということで。場所は、富益新田のいいところなんです。丁度、その隣に譲受人がいて、うちが買ってやろうという話をしていましたら、親戚だという話になりまして、結局、贈与するとなったわけです。問題ありませんので、よろしくをお願いします。

議長（中本会長職務代理）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そういたしますと採決をしたいと思います。異議のない方は、挙手をお願いいたします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可と決定いたします。

続いて、番号31の両三柳について審議します。事務局から説明してください。

事務局（高田主幹）

番号31の両三柳について説明します。詳細は議案のとおりとなります。本件は、双方の話し合いによりまして、売買を行うものとなります。譲受人さんは、隣で耕作しておりまして、家から100メートル以内の近い位置にあるために、効率的な耕作が可能になると思われまして。今回、譲受人さんは市内においては4アールしか所有されておられませんが、伯耆町で114アール耕作されておられまして、伯耆町さんからも耕作証明ですね、それを取ってくださいとお願いをして、それを添付書類として付けていただいております。取得後の経営面積として、米子市、伯耆町の合計で121アールとなります。農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。提出書類に不備はございませんでしたので、ご審議をお願いします。

議長（中本会長職務代理）

続きまして、地元推進委員さんから現地調査の報告をお願いします。

山中推進委員

31番について説明します。今回は、双方の話し合いで売買を行うものです。以前から、譲受人がずっと管理していたようでして、取得後は、田を畑に転換して、トウモロコシや甘藷を作付するということで、特に問題ないと思いますので、よろしくをお願いします。

議長（中本会長職務代理）

地元農業委員さんの補足説明はありますか。

大縄農業委員

特にありません。

議長（中本会長職務代理）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そういたしますと採決をしたいと思います。異議のない方は、挙手をお願いいたします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可と決定いたします。

続いて7ページ議案第3号をお願いします。農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について、下記申請について、農地法第5条第3項において準用する第4条第3項の規定により意見を具申したいので審議を求めます。

それでは、8ページ番号63の両三柳について審議します。地元推進委員さんから説明をお願いします。

山中推進委員

・・・。

議長（中本会長職務代理）

8ページの番号63です。両三柳の審議をします。地元推進委員さんから。

山中推進委員

推進委員がするの。農業委員じゃなかったの。

事務局（池口局長）

推進委員さん、現地の状態とかは。

議長（中本会長職務代理）

第2回の総会の時から逆になって、総会の審議をするということで。今回はこの形で説明をお願いします。

大縄農業委員

はい、私から。

議長（中本会長職務代理）

そしたら、地元農業委員さんから説明をお願いします。

大縄農業委員

63番について説明します。詳細は議案のとおりです。申請地は、両三柳の畑で面積196平方メートルです。申請人は、家族5人で生活していますが、現在のアパートが手狭で、申請地に住宅の建築を計画したものです。土地改良区の同意、実行組合の排水同意も確認しました。申請地は、住宅・公共施設が連たんしている区域内にある農地であるため、第3種農地であると思われます。開発許可についても見込みがあることを確認しております。転用については特に問題ないと思われます。よろしくをお願いします。

議長（中本会長職務代理）

続きまして、地元推進委員さんから補足説明をお願いします。

山中推進委員

現地を確認しましたが問題ないと思います。

議長（中本会長職務代理）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

吉澤農業委員

これ、場所はどの辺になりますか。

大縄農業委員

〇〇の431から見たら南側です。〇〇の裏側の方です。

事務局（山本主幹）

この度から、配置図、排水図面の所にですねえ、現地に行っていない場所は案内図を付けるようにしております。すみません、バスの中で言い忘れまして。それを参考にしていただけたらと思います。以上です。

議長（中本会長職務代理）

そういたしますと採決をしたいと思います。異議のない方は挙手をお願いいたします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

続いて、番号64の両三柳について審議いたします。

それでは、地元農業委員さんの方から、説明をお願いいたします。

大縄農業委員

64番の議案について説明します。申請者は議案のとおりです。申請地は、両三柳の田で面積は198平方メートルです。申請人は、市内の宿舎に家族3人で生活していますが、手狭になってきたため、現在の申請地に住宅の建築を計画したものです。土地改良区の同意、実行組合の排水同意も確認しました。申請地は、住宅・公共施設が連たんしている区域内にある農地であるため、第3種農地であると思われます。開発許可についても見込みがあることを確認しております。転用については特に問題ないと思われます。よろしく申し上げます。

議長（中本会長職務代理）

推進委員さん申し上げます。

山中推進委員

現地確認しましたが、別に問題ないと思います。

議長（中本会長職務代理）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そういたしますと採決をしたいと思います。異議のない方は挙手をお願いいたします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

続いて、番号65の東八幡について審議いたします。それでは、地元農業委員さんから現地の状況等の説明をお願いいたします。

森中農業委員

65番の議案について説明します。この現地調査は、私と推進委員の田邊委員と二人で現地を確認し協議をいたしました。今日、一番初めに現地調査していただいた場所です。申請者は議案のとおりで、申請地は東八幡の田で面積は1,618平方メートルです。申

請者は、売電収入を見込んで申請地に太陽光発電施設を計画したものです。土地改良区の同意、隣接耕作者の同意、実行組合の排水同意も確認しております。申請地は、小集団の生産力の低い農地であるため、第2種農地に該当すると思われます。転用について問題ないと思われますのでよろしく申し上げます。

この件につきましては、東八幡はかなり太陽光発電が多いということで、自治会長の方に自治会的にも協議する必要があるではないかという助言をしましたら、まあ、総会をされてですねえ、逆に自分の家もして欲しいという意見だけで、他に何も議論はなかったということでした。以上です。

議長（中本会長職務代理）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そういたしますと採決をしたいと思います。異議のない方は、挙手をお願いいたします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

続いて、番号66の両三柳について審議いたします。それでは、地元農業委員さんから、説明をお願いいたします。

大縄農業委員

66番の議案について説明します。申請者は議案のとおりです。申請地は、両三柳の田で1,470平方メートルです。〇〇は、介護老人保健施設の業務の関係上、従業員の駐車場が狭くなってきており、敷地を拡張して駐車場のスペースを確保するため、病院の近隣である申請地に駐車場を計画したものです。土地改良区の同意、隣接耕作者の同意、実行組合の排水同意も確認しております。申請地は、宅地化の状況が、住宅・公共施設が連たんしている区域に近接する農地で、その規模が10ヘクタール未満の農地であるため、第2種農地に該当すると思われます。転用については問題ないと思われます。よろしく申し上げます。

議長（中本会長職務代理）

続いて、地元推進委員さんの方から。

山中推進委員

現地確認いたしましたら、周りが住宅になっていました。問題ないと思います。

議長（中本会長職務代理）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

吉澤農業委員

転用できるのは、道沿いじゃないといかんというような感覚でいましたが、道から入っていても問題ないのか。さっきの案件も道からちょっと入ってましたですね。ここは、どうかちょっとわからんのですけども、こういう転用が出来るのは、道沿いの所しかできないのかなと思っていたのですから、道沿いでなくてもいいんだということだと思っんですけど、もう一回その辺を教えて。

大縄農業委員

これは、道沿いにあります。

議長（中本会長職務代理）

事務局から補足説明をお願いします。

事務局（池口局長）

基本的に、空中を飛んで入ることができないということをご承知だと思いますので、そういった場合は、転用にそぐわないと。ただ宅地拡張とか既存のもの拡張とかは例があると思いますけども、必ずしもそういうことであれば、道沿いでなくてもできる可能性はありますけど、基本的に新たな転用については、道沿いでないと難しいとは考えております。宅地拡張で家の後ろを広げるとか、道が無くても敷地を一体化してということであれば、可能だと思います。単発でポンと転用されるのであれば、何らかの入る手立てがないといけないと思います。

吉澤農業委員

道に繋がればいいわけか。

事務局（池口局長）

はい。若干、太陽光とかそういった部分で実際的に出入りする必要がない例もあるかもしれませんが、道が無いと工事もできませんし、一般的でないと思っております。

吉澤農業委員

基本的には、道があると。

事務局（池口局長）

そうですね。

吉澤農業委員

認識はそんなに間違っていなかったと。

事務局（池口局長）

逆に、山林転用とかならあるかも知れませんがね。

議長（中本会長職務代理）

よろしいでしょうか。

足立農業委員

すみません。〇〇、両三柳では相場ですか。

大縄農業委員

まあ、そんなものです。

足立農業委員

わかりました。

議長（中本会長職務代理）

そういたしますと採決をしたいと思います。異議のない方は、挙手をお願いいたします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

続いて、番号67の二本木について審議いたします。

それでは、地元農業委員さんから、お願いいたします。

森中農業委員

67番の議案について説明いたします。私と仲本委員で現地を調査しまして、申請については問題ないと二人で確認しました。今日、最後に現地確認してもらった所であります。申請地は、二本木の畑で面積は205平方メートルです。申請人は事業拡大のため、現在の閉鎖中の土地を取得して、従業員並びに来客用の駐車場にするために計画したものであります。閉鎖中の場所に事務所を建てて、その隣に今日申請があった、従業員並びに来客用の駐車場を整備するものであります。隣接耕作者の同意、土地改良区の同意、農事実行組合の排水同意も確認しております。第2種農地ということでありまして、転用には問題ないと思われまますので、よろしく申し上げます。

議長（中本会長職務代理）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そういたしますと・・・。

足立農業委員

推進委員は。

議長（中本会長職務代理）

推進委員さんは欠席ですので。

そういたしますと採決をしたいと思います。異議のない方は、挙手をお願いいたします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

続いて、番号68の尾高について審議いたします。それでは、地元推進委員さんから、現地の状況等の説明をお願いいたします。

これは、現地調査の時ですね、2番目に行きました伯仙小学校の近くのは場でございますので。

尾坂推進委員

それでは、5条68番について説明申し上げます。申請者につきましては議案のとおりです。転用目的は資材置場ということで、申請者は米子市の八幡で土木事業を営んでいますけれども、事務所の隣接で資材置場用の土地を探しても、農用地が多くて中々土地を取得することができなくて、今回の申請地をですね、場所は少々遠いですが、道路も広くて、希望の面積も確保できるということで、また土地所有者からも承諾をいただいたということで、この申請になったものです。この転用要件については問題ないと思われそうですが、農業委員の中本さんも言いましたが、小学校の隣接ということで、安心安全のため、過去に道路を広げたという経過もございまして、農業委員だけの判断で許可をするのは難しいのではないかとということで、前回出ておりましたけど取り下げてください、再申請された議案であります。これにつきまして、先月の27日に自治連さんの会合の中で、業者さんが説明をしまして、確約書というものを出して、自治連の方も了解をいたしまして、この再申請に至ったという経過であります。慎重審議をお願いします。

議長（中本会長職務代理）

ただ今、推進委員さんから説明がありましたように、地元農業委員は私でございますので、補足説明したようなことでございます。そういった事を踏まえまして、ただ今の説明について、ご意見、ご質問はありませんでしょうか。

そういたしますと採決をしたいと思います。異議のない方は、挙手をお願いいたします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

続いて、番号69の淀江町佐陀について審議します。地元推進委員さんから、現地の状況等の説明をお願いします。

高西推進委員

69番について説明します。申請者は議案のとおりでして、この方は現在、市内在住の方でして、賃貸住宅を経営しようとして、共同住宅を建設しようと、畑一筆を、面積1,046平米を購入しようとするものです。この近隣には大型店舗やインターチェンジが近いものですから人気がある所です。この辺り近隣は住宅となっておりますし、下水道は埋設されておりますし、周辺500メートルには医療施設が複数あることからして、第3種農地に該当するものと思われまます。提出書類の不備はありません。感想ですが、大変いい値で取引されているなあと、10アール当たり〇〇円ですから、この辺にしましては、転用については、特に問題がないように思いますのでご審議をお願いします。

議長（中本会長職務代理）

地元農業委員さんは高西会長さんでございますので。ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そういたしますと採決をしたいと思います。異議のない方は、挙手をお願いいたします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

続きまして、10ページ、議案第4号をお願いします。米子市農用地利用集積計画の決定について、米子市長が作成した、別紙農用地利用集積計画（案）について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により決定を求めます。

それでは、利用権設定各筆明細について、13ページ番号11-1から14ページ番号11-7まで一括審議します。事務局から説明してください。

事務局（河野主幹）

利用権設定各筆明細について説明いたします。

13ページ番号11-1は、病気などで労力不足になったための貸し付けです。番号11-2及び番号11-3は、借受人の希望による貸付けです。番号11-4は、再設定です。番号11-5及び番号11-6、14ページの番号11-7は再設定です。

以上、番号11-1から番号11-7は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議よろしくお願ひします。

議長（中本会長職務代理）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そういたしますと採決をしたいと思ひます。異議のない方は、挙手をお願いいたします。

挙手多数ということで異議なしと認め、決定といたします。

続きまして、16ページ農地中間管理権を取得する場合について、番号11-1から18ページ番号11-13までを一括して審議いたします。事務局から説明してください。

事務局（河野主幹）

鳥取県農業農村担い手育成機構が行う中間管理権の取得についてご説明いたします。

14ページ番号11-1から18ページ番号11-13まで、番号欄鍵括弧に中間管理権取得理由が記載してあります。Aは地権者の意向によるもの、Bは、相対の契約から中間管理事業への切り替え、Cは合理化事業から中間管理事業への切り替えです。また、各ページの上から2行目に理由別件数も記載しております。番号11-1から番号11-13まで、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えますので、ご審議よろしくお願ひします。

議長（中本会長職務代理）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そういたしますと採決をしたいと思ひます、異議のない方は挙手をお願いいたします。

挙手多数ということで異議なしと認め、決定といたします。

続きまして、21ページ、議案第5号をお願いいたします。農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画に係る意見照会に対する回答について、米子市長が作成した、農用地利用配分計画（案）について、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき意見を求めます。それでは、22ページ番号1から24ページ番号6までを一括審議いたします。事務局から説明してください。

事務局（河野主幹）

今月の農地中間管理事業利用配分計画について、耕作者選定理由をご説明いたします。

22ページ番号1及び番号2は、近隣ほ場の耕作者であるため配分するものです。23ページ番号3は、他に耕作しようとするものがないため配分しようとするものです。番号4及び番号5は、近隣ほ場の耕作者であるため配分するものです。24ページ番号6は、近隣ほ場の耕作者であるため配分するものです。番号1から番号6までの選定理由です。ご審議よろしく申し上げます。

議長（中本会長職務代理）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そういたしますと採決をしたいと思います。異議のない方は、挙手をお願いいたします。

挙手多数ということで異議なしと認め、適当である旨回答いたします。

続きまして、番号7について審議します。関係者である田中委員の退席を求めます。

（田中委員退席）

事務局から説明してください。

事務局（河野主幹）

24ページ番号7の選定理由は、近隣ほ場の耕作者であるため、配分するものです。ご審議よろしく申し上げます。

議長（中本会長職務代理）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そういたしますと採決をしたいと思います。異議のない方は、挙手をお願いいたします。

挙手多数ということで異議なしと認め、適当である旨回答いたします。田中委員の着席を求めます。

（田中委員着席）

審議事項は以上です。続いて報告事項に移ります。事務局から報告してください。

事務局（宅和局長補佐）

27ページをお願いします。（1）農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について、番号18と19の2件を受理しております。

続きまして、28ページから32ページ（2）農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について、番号38から番号50までの13件を受理しております。

続きまして、33ページから34ページ（3）農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、これは農地の賃貸借の解約の受理のことです。番号56から61までの6件を受理しております。

続きまして、35ページ（4）非農地転用現況証明について、番号29から番号33までの5件を非農地である旨、証明しております。

続きまして、36ページから37ページ、農地等の現況に係る照会に対する調査結果について、法務局からの地目変更登記申請があった土地に係る転用許可の有無の照会に対しまして、2件を回答しております。

続きまして、38ページ（6）農地転用現況確認書交付について、番号37から番号38までの2件を交付しております。

続きまして、39ページ（7）相続税の納税猶予に係る相続人が農業経営を引き続き行っている旨の証明について、1件を証明しております。報告事項は以上でございます。

議長（中本会長職務代理）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

続きまして、先月保留になっておりました、植林転用に関する指導指針について、改めて、事務局から説明を求めたいと思います。

事務局（宅和局長補佐）

この度、郵便で送らせていただきました事務連絡の中に、資料1を付けております。「植林目的の農地転用等に係る指導指針（案）」というものです。こちらをお出し頂きたいと思います。右肩に1番の数字を付けております。これの1枚目は指導指針の案でございまして、2枚目は、先月の総会で質問があった件に対する回答です。

先ずこの回答と質問ですが、果樹は隣地からどの程度離して植えるのが妥当であるかについてですが、果樹は枝の長さがそれぞれ異なりますので、一概に言うことはできないのですが、当然、隣地に迷惑の掛からないように植える必要があるということでした。

次に、実のなる木や花木を農地に植えるのは転用に当たるのかについての回答ですが、樹木等を肥培管理している場合は耕作にあたるが、肥培管理をしていない場合は転用に当たるということです。当初は、肥培管理をしていたが、その後放置され、樹木が伸び放題になった場合は、転用許可ができる場合には、転用申請をさせる必要があり、転用許可ができない場合であれば、樹木等を撤去してもらう必要があるということでした。

次に、田に果樹を植えるときの手続きについてですが、果樹を肥培管理して耕作される場合には、農地転換届を地区の推進委員さん又は農業委員さんの確認をもらったうえで、農業委員会に提出していただく手続きになります。質問と回答の裏面にその書式を付けておりますのでよろしくをお願いします。

それでは、1枚目に戻っていただきまして、指導の指針案についてご説明します。

前回の案との相違点は2点ありまして、第2条で農地と耕作の定義付けを行ったこと。次に、第9条で樹木を栽培する目的での3条申請等を行う場合の追加をしております。それでは、内容について説明します。

第1条で、本指針の目的として、植林転用や樹木栽培による近隣被害の未然防止というのが目的であるとしています。

第2条で、農地とは耕作目的に供される土地をいい、耕作とは土地に労費を加え肥培管理を行って作物を栽培することと定義しています。

第3条で、転用申請地に隣接する土地で、農地、宅地、道路、水路から最低5メートル以上離して植林すること。これは、隣地との境界線から5メートルということです。

第4条で、植林により日照上影響のある隣接耕作者及び近隣耕作者からの同意書を提出すること。

第5条で、申請者に対して、隣接する農道及び農業用水路の管理者からの同意書を提出すること。

第6条で、植樹する位置、樹木の成長後に日照上の影響があると想定される範囲を明示した植林計画図を提出すること。

第7条で、申請者に対して、植林後の適切な管理と支障が生じたばあいの対応方法を明示した被害防除計画書を提出すること。

第8条で、植林の転用許可が出て、5年以上経過してから、農地転用の現況確認を行うことができるものとします。

第9条で、農地転用ではなくて、果樹や樹木を肥培管理して栽培する目的で、3条申請等で権利移動をする際、適切な管理方法や近隣土地に支障が出た場合の対応方法を申請書に明示するよう指導するものとしています。

以上、植林転用等における被害防止を目的として指導指針案を作成しました。この案で指導していきたいと考えますがご審議お願いいたします。

議長（中本会長職務代理）

事務局からの説明がありましたが、ご意見、ご質問はありませんか。

吉澤農業委員

ちょっと教えてください。指導指針というのは、どのくらいまで拘束力があるものですか。これに違反しても許可するのか、隣接耕作者の同意とかは、いらんわね。指導指針というのは、どのくらいまで拘束力があるものですか。

事務局（宅和局長補佐）

基本的に、これは行政指導になりまして、法的根拠はございません。相手に従ってもらえるように指導するということであり、これに相手から従わなくても申請をすることは可能です。その場合、許可をするのかしないのかについては、農業委員会での判断となりますが、この法律に基づかないものに基づいて、不可とした場合は、訴訟になる可能性もございます。あくまで、行政指導です。相手に従っていただけ

るように丁寧に説明していくということが大事だと思っています。

吉澤農業委員

お願いはするんだけど、聞いてもらわなくても申請書は受け取らないかと、こういうことか。

事務局（宅和局長補佐）

行政手続法上、そういうことになっています。これも、農地転用の場合の隣接耕作者の同意ですとか、水路への放流同意とかも法的なものではなくて、これがなくても申請は受け付けなければならないことになっています。これらも、できるだけ話をきちっとして、提出していただくように、今までもしているところがございます。ですから、指導指針が出来ましたら、隣接耕作者への被害防除、後々のトラブルの防止ということがございますので、丁寧に説明して、指導に従っていただけるようにしたいというふうに考えております。

吉澤農業委員

それから、もう一点。7条の中でね、日照不良、倒木と括弧に書いてありますが、これには落ち葉、当然、樹を植えますので、落ち葉の問題がありますわなあ。これが、水路なんかには落ちたときに詰まるだ何だかんだという問題が目に見えて来るんじゃないかと思うんですけど。当たり前と言えれば当たり前の事なんですけど、そういう文言はいらんのですか。

事務局（宅和局長補佐）

はい、そこは考えておりませんでした。明示することにして、日照不良、倒木、落ち葉の問題というふうに追加したいと思います。

吉澤農業委員

はい。落ち葉って毎年出て来る話で。

伊塚農業委員

今迄のこう、今まあ水路が出ましたけど、5メートルとか、道路に出かけたっていうやつは、これに合わせて物事を私どもがやれば。

事務局（宅和局長補佐）

今、作る指針は、今後の申請があるものに対するものでございます。過去のものにつきましては、実際に支障が出ておれば、隣の農家さんや水路の管理者さんがその枝が出ているとか、支障を及ぼしているところにですね、直してくれと言っただくことは当然出来るものでございます。

伊塚農業委員

大体、これに合わせたような話をしていきやいいわけですか。

事務局（宅和局長補佐）

そうですね、まあ、これに合わせたような指導をしていただけたらと思います。

高橋農業委員

すみません、今の話ですけど、耕作している自分の土地に隣地から樹木が伸びてくる場合に、地元同士で中々言えない場合があるんですよ。その場合、農業委員会が現地を確認したうえで、言っただくことは不可能ですか。

事務局（宅和局長補佐）

言うことはできますが、これも強制力がありません。お願いしますという形でならできます。

高橋農業委員

巡り巡ってそういう話があるんですよ。よう言わんけん、言ってくれんかということが。もし、またそういう案件があったらまた、事務局からでも。

事務局（宅和局長補佐）

農業委員さんが言いにくいということであれば、事務局からでも文書でお願いすることはできます。

高橋農業委員

よろしく申し上げます。

森中農業委員

ちょっと、お願いします。農業用水路の管理者は、米子市全体として農業用水路は誰、農道は誰という、責任者というのがあるのか。それとも、校区によって、改良区によって各々違うという意味か。

事務局（宅和局長補佐）

農業用水路、農道につきましては、改良区が管理しているところがあるでしょうし、実行組合が管理しているところもあるかと思います。それは、転用と同じ考えで、水路の管理者・・・。

森中農業委員

いうのはねえ、転換届の中で最後に証明するようになっているが。証明するときに、その辺を知りたいものですから。

事務局（宅和局長補佐）

どなたが管理されているかわからない場合は、調べさせていただきます。

森中農業委員

あの、農道何かは、改良区が業務的には、管理しているようだけでも、いざ壊れたときには、米子市が直すわけです。どっちが、米子市なのか改良区なのか、その辺がちょっと分かりにくい部分がある。それで聞いてみたわけだ。

事務局（宅和局長補佐）

その件につきましては、調べて回答させてもらいたいと思います。

吉澤農業委員

この一番下に農業委員さんと推進委員さんと印鑑押すようになっていますが、これはどちらが、農地転換届の中で。

事務局（宅和局長補佐）

農転換届というのは、植林するときに使うものではなくて、田に土を盛って畑にする場合に使うものですが、原則、推進委員さんをご案内します。ただし、農家さんが推進委員さんはよくわからんけど、農業委員さんなら親しいからと農業委員さんの方に行かれることもあるかと思います。その場合は、農業委員さんの確認でもよいということで、農業委員、推進委員の両方が書けるようになっております。

伊塚農業委員

これなんかは、土地改良区とか農協とか地区にはとか、その辺のPRはどうですか。

事務局（宅和局長補佐）

この指針が決定しましたら、農業会議等の関係機関に文書で出したいと思っております。農業委員会報でも、隣接地から5メートル離してお願いますというように、皆さんにわかるようにPRをしたいと考えています。

議長（中本会長職務代理）

そういたしますと色々でましたが、行政指導の指針ということで、細かいことはあるかと思いますが、全体的にこの案件について採決をしたいと思います。異議のない方は、挙手をお願いいたします。

挙手多数ということで異議なしと認め、植林転用に関する指導指針について、原案通り決定することにします。

事務局には、本日出席されていない委員さんにも周知されるようお願いします。

本日、予定していました審議は以上のおりですが、議題などの追加はありませんか。

ないようですので、事務局から先月の推進委員さんとの意見交換会をいたしておりますが、そのことについての報告とその他の連絡事項があればお願いします。特に先ほど山中推進委員さんとも言われていましたが、事務局よろしくお願いします。

事務局（宅和局長補佐）

（ 事 務 連 絡 ）

議長（中本会長職務代理）

そうしますと、先ほどの件について、何かありましたら聞いてみてあげてください。

ないようですので、これを持ちまして、第4回農業委員会総会を終了します。 どうもありがとうございました。

閉 会 午後4時00分